

30年度の国民健康保険税の納付方法と納期限

問 国保年金課 (☎62-1206)

30年度の国民健康保険税納税通知書は、前年（29年分）所得が確定した後の7月中旬に世帯主あてに郵送します。納期限内に必ず納めてください。

●普通徴収(納付書で納付または口座振替)の人

1期 7月31日(火)	2期 8月31日(金)	3期 10月1日(月)	4期 10月31日(水)	5期 11月30日(金)	6期 12月25日(火)	7期 1月31日(木)	8期 2月28日(土)
----------------	----------------	----------------	-----------------	-----------------	-----------------	----------------	----------------

- 7月から翌年2月までの8回、それぞれ月末を納期限としていますが、末日が土日祝日にあたる場合は、次の平日（翌月）を納期限としています（第6期は除く）。
- 口座振替を全期前納で申し込んでいる場合は、第1期の納期限の日に1年分の保険税が引き落とされます。期別で申し込んでいる場合は、各納期限の日に引き落とされます。

●特別徴収(年金からの天引き)の人

4月 仮徴収	6月 仮徴収	8月 仮徴収	10月 本徴収	12月 本徴収	2月 本徴収
-----------	-----------	-----------	------------	------------	-----------

- 次の条件をすべて満たす人の国民健康保険税は、公的年金からの特別徴収となります。
 - ①世帯主が国民健康保険の被保険者となっていること。
 - ②世帯内の国民健康保険の被保険者全員が65歳以上75歳未満であること。
 - ③特別徴収の対象となる年金の年額が18万円以上であり、国民健康保険税が介護保険料と合わせて年金受給額の2分の1を超えないこと。
 - ④口座振替による支払いとなっていないこと。
 - ⑤介護保険料の特別徴収対象者であること。
- 昨年度から引続き公的年金からの特別徴収の対象となる人は、2月に特別徴収された金額と同じ金額が4月、6月、8月に特別徴収（仮徴収）されます。また、10月、12月、2月は、今年度確定した年税額から4月、6月、8月に納付していただいた金額を差し引いた金額の3分の1ずつが特別徴収されることになります。
- 今年度から新たに公的年金からの特別徴収の対象となる人は、1期、2期、3期は普通徴収となり、10月から公的年金からの特別徴収が開始されます。

《口座振替制度をご利用ください》

国民健康保険税専用口座を指定できます。市役所または市内の金融機関やゆうちょ銀行で取り扱っていますので、振替を希望する口座情報（金融機関名、支店名、口座番号、口座名義人名）のわかるものと通帳印を持ってお申し込みください。

国民健康保険税の減免・軽減

所得に応じた軽減を受けておらず、障害者医療（精神障害者医療は除く）または母子家庭等医療の受給資格をお持ちの国民健康保険加入者を含む世帯は、加入者全員（国民健康保険加入者でない世帯主を含む）の前年中の所得の合計が300万円以下の場合に、均等割額と平等割額の2割が減免される場合があります。

また、解雇や倒産などの理由により離職された「非自発的失業者（雇用保険の特定受給資格者および特定理由離職者として失業給付を受ける人）」の国民健康保険加入者は、前年中の給与所得を100分の30として計算し、国民健康保険税の軽減を行います。

～これらの減免・軽減を受けるためには、申請が必要です～

場 国保年金課

- 持
- ▶障害者医療受給者…国民健康保険被保険者証、障害者医療費受給者証（障害者手帳）、印鑑
 - ▶母子家庭等医療受給者…国民健康保険被保険者証、母子家庭等医療費受給者証、印鑑
 - ▶非自発的失業にかかる軽減…国民健康保険被保険者証、印鑑